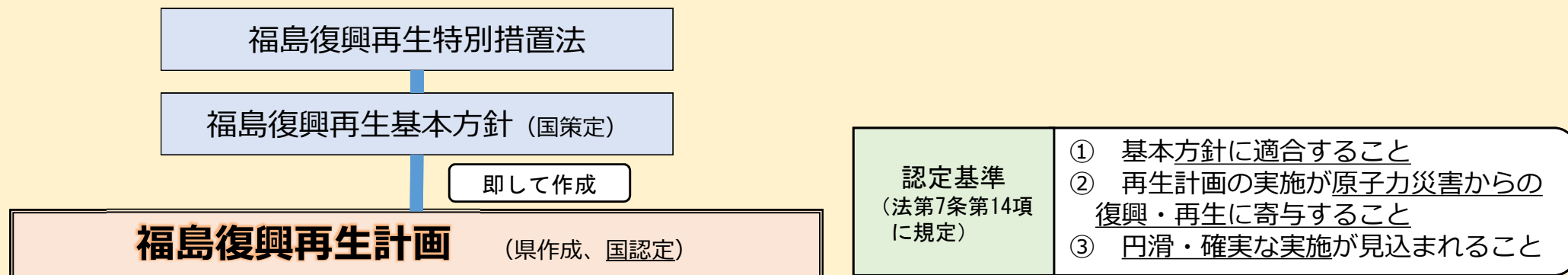


I 計画改定の根拠等

- 福島復興再生特別措置法第7条に基づき、国が策定する「**福島復興再生基本方針**」に即して**原子力災害からの復興及び再生を推進するための計画**を作成し内閣総理大臣の認定を申請

(参考)
福島復興再生計画の位置付け



II 計画改定の経緯等

- 令和4年5月成立の**改正福島復興再生特別措置法**において、「**新産業創出等研究開発基本計画**」の策定及び同計画において中核的な役割を担う「**福島国際研究教育機構**」の**設立**が明記

- 同法に基づき国が策定する**福島復興再生基本方針**においても**法改正や復興の状況等を踏まえ改定**

【基本方針の主な改定内容】

- ◆ ALPS処理水に係る取組
 - ◆ 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組
 - ◆ 福島国際研究教育機構の設立
- 等

- 福島復興再生計画においても、**同基本方針の改定等を踏まえ、改定**を行うもの